

第 2 6 号 議 案

令和 8 年 3 月 1 8 日

府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正に  
ついて

府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則を  
次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

( 別 紙 )

府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正  
する規則

(府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和32年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条の3中「第29条第2項」を「第28条第2項」に改める。

第28条の6第3項中「第29条の3」を「第28条の3」に改める。

第40条第3項中「第30条第2項及び第32条」を「第29条第2項及び第31条」に改める。

(府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（平成15年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第33条の2第1項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第1条による改正

### 府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第28条の2 [略]</p> <p>第28条の3 <u>第29条第2項</u>の学校栄養職員及び事務職員の職及び職務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>第1条～第28条の2 [略]</p> <p>第28条の3 <u>第28条第2項</u>の学校栄養職員及び事務職員の職及び職務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>
<p>第28条の4・第28条の5 [略]</p> <p>第28条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 共同事務室に<u>第29条の3</u>の事務職員その他所要の職員を配置する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第29条～第39条 [略]</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長は、<u>第30条第2項</u>及び<u>第32条</u>の規定により職員の校務分掌等を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第41条 [略]</p>	<p>第28条の4・第28条の5 [略]</p> <p>第28条の6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 共同事務室に<u>第28条の3</u>の事務職員その他所要の職員を配置する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第29条～第39条 [略]</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長は、<u>第29条第2項</u>及び<u>第31条</u>の規定により職員の校務分掌等を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第41条 [略]</p>

## 第2条による改正

### 府中町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

#### 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(司書教諭の設置の特例)</p> <p>2 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)で定める規模以下の学校には、当分の間、<u>第33条の2第1項</u>の規定にかかわらず、司書教諭を</p>	<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(司書教諭の設置の特例)</p> <p>2 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)で定める規模以下の学校には、当分の間、<u>第32条第1項</u>の規定にかかわらず、司書教諭を</p>

現 行	改 正 後
置かないことができる。	置かないことができる。